



石狩市

No.35 2022年12月発行

編集・発行

石狩市環境市民部 広聴・市民生活課

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL: 0133(72)3191 FAX: 0133(72)3199

消費生活センター便り

ウイーク



みんなのくらしをうるおす Week

10/19 消費生活研修会を開催しました!!

消費生活や交通安全など生活環境を取り巻く様々な事柄についてのイベントやパネル展示を実施することで、市民の皆様の暮らしを「うるおす」きっかけとなるよう、10/14～20の5日間を『みんなくらし Week』と称する啓発強化週間と位置づけ、日替わりで体験会や研修会を開催しました。19日には消費生活研修会として『シニア向けスマートフォン教室』を開催しました。

パネル展

10/14～20 花川北コミセン1階ロビーにて
市民生活に関する情報のパネル展を開催しました。



シニア向けスマートフォン教室

10/19 花川北コミセン 1Fホールにて開催
19名の市民の皆様に参加いただきました。



KDDI(株)認定講師によるスマートフォンを持っていない方向けの講座を開催いたしました。第一部ではスマートフォンの説明から、地図アプリの使い方やゲームアプリによるタップ操作の練習など基本操作を学びました。

第二部では音声入力によってインターネット検索を行うなどスマートフォンの活用方法を教わりました。



関係機関の皆様、ご参加いただいた皆様のおかげで、**みんなくらし Week** は連日大盛況で無事に終えることができました。ご協力ありがとうございました。

テレビ・ラジオショッピングや新聞広告を見て 電話で注文するときは「定期購入」の勧誘に気を付けて

《トラブル事例》

- ✓「テレビショッピングをみて、紹介されていた商品を購入するため販売業者に電話したところ、当該商品と一緒に別の商品を勧められた。」
- ✓「拡大鏡が今なら通常価格の半額で販売されているという新聞折込広告を見て、義母が注文するために販売業者に電話した。その際、販売業者から目に良いサプリメントがあるのでサンプルを送ると言われた。」
- ✓「テレビショッピングで「漢方薬」の広告を見て、販売業者に注文のため電話したところ、3カ月は飲まないと効果があらわれないとの説明があったため、お試しのつもりで注文したら高額だった。」

以上のように、電話で注文した際に別の商品や複数月分の商品を勧められて、1回限りの購入のつもりが、意図せず「定期購入」になっていたといったトラブルが増えています。

《電話で注文する時の心構え》

- ✓別の商品の購入を勧められることがあります。
- ✓複数月分の商品の購入を勧められることがあります。
- ✓「定期購入」の契約を勧められることがあります。

- *興味があればきっぱりと断りましょう。
- *興味を持った場合でも、すぐに注文せず、「定期購入」になっていないかなどをよく確認し、内容が十分に理解できない場合はきっぱり断りましょう。
- *いったん電話を切ってから慎重に検討することもお勧めします。

《商品が届いたら》

- ✓定期購入になっていないか明細書や納品書をよく確認する。
- ✓「次回お届け予定日」など書かれている場合、定期購入になっているかもしれません。その場合はすぐに販売業者へ連絡して定期購入は申し込んでいないことを伝える。

- *「定期購入」は、解約を申し出ない限り、定期的に商品が届くので、放置しないでください。
- *「通信販売」は、クーリング・オフがありません。注文後は、消費者の都合だけで一方的にキャンセルすることはできません。

高齢者の家族や周りの方の見守りが重要です。
意図せず「定期購入」の契約になってしまい、困っていることがないかを配りましょう。
部屋にダンボールが積まれているなど、少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ ⇒

消費者ホットライン 188

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。